



事務連絡
令和 5年2月1日

義務教育課長 様

青少年家庭課長

「親子のための相談LINE」の新設について（依頼）

平素より、本県の児童福祉行政の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県では、現在実施している電話相談「いばらき虐待ホットライン」（児童虐待に関する緊急的な通告等）に加え、誰もが気軽に相談できるよう、新たに、虐待防止のためのSNS（LINE）を活用した相談窓口「親子のための相談LINE」を、令和5年2月1日から開設いたしました。

貴課におかれましては、当相談窓口（QRコード等）につきまして、各種広報の際や、県ホームページアドレスのリンク、添付チラシの配布など、各市町村教育委員会を通じて、児童生徒や保護者等への広報・周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 名称

親子のための相談LINE

2 開始時期及び相談対応時間

開設 : 令和5年2月1日

相談対応時間 : 平日（土日祝日除く）10時00分から20時00分まで

※時間外の相談は、翌相談対応時間内に返信・対応

3 対象者

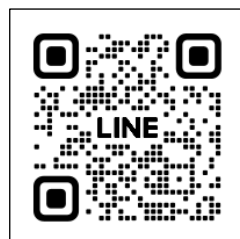
茨城県内に居住する子ども（18歳未満）とその保護者の方など

4 相談内容

児童虐待に関する相談や、子育てや親子関係についての悩み相談など
※緊急的な虐待通告は「189（いちはやく）」（電話）への連絡を案内

5 使用するSNSツール

LINEアプリ「親子のための相談LINE」



6 相談方法

QRコードを読み取り、LINEアプリから「親子のための相談LINE」を友だち登録の後、相談メッセージを送信

7 その他

- ・ 相談者は、無料、匿名で相談できます。
- ・ 相談は専門の相談員が対応いたします。
- ・ 電話による相談は「いばらき虐待ホットライン」で相談受付をしております。
※地域住民や関係機関からの緊急的な虐待通告は「189（いちはやく）」へ連絡

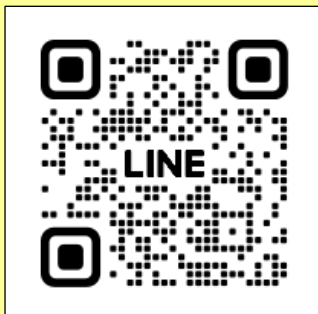
青少年家庭課 児童育成G 担当 飯田
TEL 029-301-3247

親子のための 相談LINE

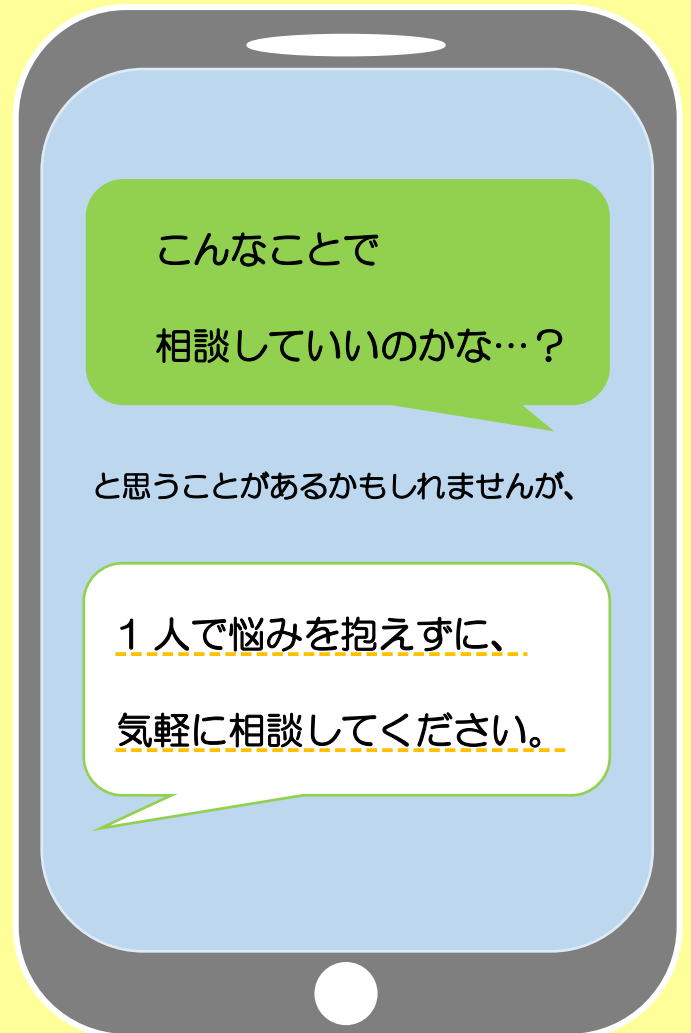
「イライラしてつい怒鳴ってしまう…」
「親から叩かれる…家にいたくない…」など
児童虐待や、子育て・親子関係に関するSNS
相談です。

これまで子育てや親子関係などの悩みを
相談できなかった人が気軽に相談できるよう、
LINE を活用した相談窓口を開設しました。

子育てのお悩みを抱える保護者の方や、
家族について悩んでいるお子さんからの
ご相談をお待ちしています。



【相談方法】
左のQRコードを読み取り、LINEアプリから
「親子のための相談LINE」を友だち登録の後、
相談メッセージを送信してください。



対象

茨城県内在住のお子さん（18歳未満）とその保護者など、どなたでも

相談時間

土日祝日を除く、平日 10:00~20:00 まで

その他

相談は無料です。名前を出さずに相談することができます。

※虐待や虐待の疑いに関する急ぎの通報は「虐待ホットライン 189」(電話)へご連絡ください。

問合せ

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 TEL: 029-301-3247